

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年2月16日開催 全国地方銀行協会／

令和4年2月17日開催 第二地方銀行協会]

1. 年度末に向けた事業者支援について

- 足元では、オミクロン株の感染拡大に伴う影響が懸念されているところ、これまで事業者支援に尽力いただき、感謝申し上げます。
- 引き続き、営業現場の第一線まで顧客に寄り添った支援をしっかりと浸透させ、感染拡大防止に努めていただくとともに、最大限柔軟な資金繰り支援を行っていただくようお願いしたい。最近では、例えば、事業者の預金残高が一定程度積み上がっていることのみを理由に、融資を謝絶するといった事例もあると聞いている。事業者からの相談には丁寧に対応いただき、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を改めてお願いしたい。
- また、年度末に向けて追加融資が必要とされる状況も想定される。現下の決算状況・借入状況等の事象のみで判断せず、事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等を踏まえるとともに、例えば、リスクを実施した事業者について、単にその事実のみをもって、リスクされた債務が返済されるまでは追加融資を行わないという機械的・硬直的な対応を行うことなく、官民の金融機関等が連携して、しっかりと支えていただくようお願いしたい。
- その上で、様々な課題に直面する事業者に対して、信用保証協会などの地域の関係者と連携して、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを進めていただきたい。
- なお、新型コロナの影響を受けた事業者に対し、売上高に応じて最大250万円を給付する「事業復活支援金」の申請が、1月末より開始された。給付にあたっては、一時支援金・月次支援金同様、事業者の不正受給の防止のため、「事前確認」を行うプロセスが導入されており、多くの金融機関に、登録確認機関として、事前確認に対応いただき感謝申し上げます。

2. 観光産業への対応について

- 観光庁においては、ポストコロナの観光需要の回復を見据え、宿泊施設を中心とした観光地の面的な再生・高付加価値化を強力に支援するため、令和3年度第一次補正予算に盛り込まれた「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」を実施している。
- 当該事業は、自治体・DMO等が補助金事務局や地域金融機関の伴走支援の下で事業計画を策定し、旅館や観光施設の改修、廃屋撤去等の費用を支援するもの。
- 地域金融機関に期待される役割は、自治体等における事業計画策定段階から積極的に参画してアドバイスすること、補助金事務局の要請に基づき当該計画の事業性評価やブラッシュアップを行うこと、当該計画地域の事業者や関係金融機関と連携して円滑な計画実施を図ることにある。

また、当該事業では経営体力や投資余力に乏しい零細宿泊事業者への補助率のかさ上げも予定されており、面的再生にはこうした事業者の巻き込みも重要であり、日頃のリレーションを活かした対応が期待されている。
- 当該事業は今年度内の初回公募を目指し調整中であるが、金融庁としても、地域金融機関の知見活用やリーダーシップの発揮により、観光地の面的な再生が効果的に進展すると考えており、自治体や事業者等と緊密に連携し、積極的に取り組んでいただきたい。

3. 金融仲介機能の深化に向けたベンチマークの取扱いについて

- 2016年9月、金融庁では、金融機関が経営理念や事業戦略等にも掲げている金融仲介の質を一層高めていくためには自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要であるとの考えのもと、金融仲介機能のベンチマークを公表。
- このベンチマークについては、一部の金融機関から、当局報告の負担感が大きいとの意見をいただいている。

- 金融庁では、ベンチマーク導入時の、金融仲介の質の向上という本来の目的に照らした対話のあり方について検討を進めている。
- 足元、コロナ関連で様々対応いただいていることに加え、ベンチマークの当局への報告・集約の負担感が大きいとの指摘を踏まえ、令和4年3月末締め分についての報告は求めないこととした。

4. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2022年3月31日までeメールによる申請・届出等を受付可能としてきた。
- 今般、当該経過措置が3月31日をもって終了することから、協会に対して、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知した。
また、gBizIDの取得には2週間前後の期間を要することから、4月1日以降の新システム利用開始に間に合うよう、2月中に、gBizID未取得の金融機関等を対象として、gBizIDの取得方法等についてのオンライン説明会を予定している。
- ついては、より多くの協会会員において、新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。

- 2021年3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示している。一方、金融機関においては、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等を対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、金融機関の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、SDDに係るFAQの記述の改定を検討している。具体的には、FAQにおいて、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。
- 改定案は、1月31日に各業界団体を通じて発出しており、2月28日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。
- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の手法等にかかる事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えており、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。
- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

《実質的支配者リストの開始について》

- 1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（BO）に関する情報を記載した書面の写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の

円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。

- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各行において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

6. サイバーセキュリティ対策の強化について

《金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallⅥ）》

- 2021年10月に実施した、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅵ）」の結果について、先般、参加金融機関に還元した。
- 国家の関与が疑われる、組織化され、より洗練されたサイバー攻撃の増大や、複雑化・巧妙化するランサムウェア攻撃が活発化する中、未然予防にとどまらず、インシデント発生時における業務の早期復旧、顧客影響の軽減といった、サイバーレジリエンス（復元力）の強化が一層重要となっている。
- 参加金融機関においては、演習の結果を活用のうえ、必要に応じて、業務復旧の手順や顧客対応体制を見直すなど、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。
- 更に、演習を通じて認められた、業界に共通する課題や参考となる良好事例についても、今後、フィードバックさせていただくので、インシデント対応の向上に活用いただきたい。

7. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）の重要性が高まっている。
- 金融庁では、2021年6月、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮という3つ

の柱で提言をまとめ、これに沿って対応を進めており、足元で動きのある点につき、紹介する。

《金融機関の機能発揮》

○ カーボンニュートラルの実現に向けた経済・産業・社会の構造変化は、中堅・中小企業を含む幅広い顧客企業の事業に影響を及ぼす可能性がある。これを踏まえると、地域金融機関を含む各金融機関において、顧客の気候変動等の対応を支援し、顧客企業の将来的な事業の成長・持続可能性につなげていくとともに、気候変動に関連する変化に強靱な顧客基盤を構築することが、金融機関自身の持続可能な経営の確保にとって極めて重要。このような観点から、金融庁として、金融機関における気候変動対応の実施に資するガイダンスを整備する方針であり、作業を進めている。

○ その具体的な内容については、

- ・ 地域金融機関を含む金融機関が、顧客企業の気候変動対応や新たなビジネス機会の創出など支援するに際し参考となる考え方・事例
- ・ 特に大手金融機関等について、リスク管理を含めた金融機関自身の気候変動対応の在り方に係る、監督上の期待

の2つを柱として盛り込むことを想定しているが、今後関係者ともよく相談させていただきたい。

○ ガイダンスに止まらず、(例えば補助金についてのメニュー提供など、)地域金融機関による企業支援に有用な情報や知見については、継続的に提供することが出来るよう、様々検討していきたい。

《市場機能の発揮》

①ESG 債の情報プラットフォーム

○ 1月31日に、日本取引所グループ(JPX)が「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書を取りまとめ・公表した。ESG債については、投資情報が散逸し投資に当たって実務上の課題がある等の点が有識者会議でも指摘されており、JPXの中間報告では、

- ・ 公募 ESG 債（再生可能エネルギーへの投資に充てられるグリーンボンドなどのほか、ソーシャルボンド、様々な ESG の債券）を対象に、発行情報、企業の戦略、外部評価等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPX として年央目途に立ち上げる、
- ・ 「プラットフォーム」では、「ESG 債」の情報に止まらず、地域金融機関の職員も含め、広く ESG に係る金融実務家の裾野の拡大に資するような教育コンテンツの提供・充実を進めていく

こととしている。

②ESG 評価機関

- 企業の「ESG」の取組みなどを評価する「ESG 評価機関」について、急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されていることから、2月、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、こうした ESG 評価機関等に期待される行動規範等について議論を進めていく。

《まとめ》

- 気候変動問題については、新たな資本主義の観点からも重要な取組みとして、政府としても、地域における脱炭素化やカーボンプライシング等の論点について方向を見出すべく、議論を進めている。我が国でもこうした検討など脱炭素化の動きが加速する中で、持続可能な地域経済の成長を実現していくためにも、地域金融機関の役割は大きいと考えており、引き続き、ご理解・ご尽力いただきたい。

(以上)